

令和 8 年度ひょうご DX 実践・人材育成事業
(兵庫県地域活性化雇用創造プロジェクト)

令和 8 年度 メニュー型 DX 研修受講要件

本事業における「DX 人材育成研修」を受講するためには、下記の 1) ～ 5) の全ての条件を満たす必要があります。なお、申請にあたり虚偽の申請を行った場合には、研修にかかる費用および、その損害賠償に関わる費用を NIRO より受講申請者に請求する場合があります。

- 1) 兵庫県下の企業であり、兵庫県地域活性化雇用創造プロジェクトに参加していること。(支援申請時に参加登録することができます)
- 2) DX の取組みを実施または実施予定の対象事業者であること。
(対象事業者の定義は表 1 を参照)
- 3) NIRO が実施する雇用状況の調査に協力すること。

各研修は「兵庫県地域活性化雇用創造プロジェクト」の一環として行います。プロジェクトは事業を通して、正社員雇用の創出を図ることを目的としているため、プロジェクトによる支援を受けた企業には、NIRO が実施する新規雇用にかかる調査^(注)への協力を必須といたします。

(注) 調査内容：兵庫県内の事業所における新規正規雇用者の有無、入社時の年齢、職種、勤務地、生年月日、雇用条件(時間外労働時間が 20 時間を超えないか、月例所定内給与が一定金額を超えるか)等

- 4) 受講申請者が、受講を申請する研修の研修実施企業と資本の繋がりの無いこと。
- 5) 兵庫県暴力団排除条例(平成 22 年条例第 35 号。以下「条例」という。)を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記の誓約を行うこと。
 - ① 条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団、又は第 3 号に規定する暴力団員に該当しないこと。
 - ② 兵庫県暴力団排除条例施行規則(平成 23 年公安委員会規則第 2 号。)第 2 条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者に該当しないこと。
 - ③ 契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合にあっては、上記①又は②に該当する者をその受託者とししないこと。
 - ④ 上記①、②及び③に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他(公財)新産業創造研究機構が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

表 1 「ひょうご次世代産業 DX 導入・人材育成プロジェクト」の対象分野・業種

対象事業者	対象業種に該当し、良質な雇用を創出するため事業拡大を目指す「兵庫県内の事業所」
対象業種	➤ 製造業 ➤ 製造業の DX などを支援する情報通信業

※対象業種が不明な場合は、事前に事務局にお問い合わせください。